

を以てし、若し其の旨には影響なきこと、遂に其の旨を以て

十一、 貸付金の返還の件

工場に貸付た二回の内、上の返還を強要せしむること

十二、 解雇未定の件

会社の都合で解雇した場合は次の世新会に解雇

未定を以てして、日給二圓

一月以内、二月以内

三月以内、三月以内

労働者も今年を以てして、二月分を以てして

十三、 臨時休業

臨時休業の場合、日給を以てして

十四、 又、西本に因りて臨時に解雇するに及ぶこと
右の取違を以てして、要証の向付たるは、其の内、
は同答者へて、
大正十三年の月

経過

要証書提出に及ぶまでの事は、大伴以上の通り、其の後の
経過は次の如くである。

会社側の態度

会社側の態度は、頗る強硬なり、六月五日、直に職工側